

第二章 らい患者との出会い

1 慰瘞園の発足

好善社が伝道活動、教育活動以外に目を向けた活動の「新分野」とはなんであつたか。学校教育以外にヤングマンの心をとらえたのはなんであつたか。それは一人のらいを病んだキリスト者の婦人であつた。その婦人を身近に知り、彼女への援助を決意したことから「新分野」の展開が始まったのである。

当時すでに日本で最初の私立らい病院「神山復生病院」が、カトリック神父テストウイドにより、ヤングマンの別荘のあつた静岡県御殿場の神山に開かれていた。日本各地にはらい患者がそこここに見られ、彼女の目に触れないほうが、むしろ不思議であったと言えよう。また明治二十三年ごろ、大塚正心夫妻（口絵⑨⑩）が神山で伝道していた。患者救済の志を抱いていた大塚は、恐らくその地でヤングマンと出会っているのではないだろう

か。ともかく、らいを病む人たちへ手をさしのべるきっかけとなつたのは、津島八重の存在であった。

津島は小豆島の出身で、和田秀豊が牧していた東京の芝教会に出席していた。彼女はそのころ発病したのだが、同じ教員であつた大塚正心がこれを知り、ひとまず彼女を復生病院に入院させている。しかし、そこはカトリックであつたため、宗教上のちがいもあつてか、彼女はこの病院に落ち着けず、抜け出してしまつた。その消息を、岩下壯一『教懶五十年苦闘史』（「声」誌より抜粋）より引用してみよう。

宗教方面では毀釈運動の激しかつた頃には駒門部落は神道に帰したが明治十五年には早くも神山の高橋に日本基督教会講義所が宣教師バラ、ヤングマン嬢等によつて創立された。これは後年日黒慰霊園の創立に至る契機を作つたもので特筆に値する。即ち同教会の信者なる患者を復生病院に入れた處、新旧両教の折合がかづに逃げ出し、それが動機で日黒の方のが出来たのだといふ。これは逃げ出した患者の云ひ分であるが、果して信仰迫害が退院の原因であつたかどうか。とにかく慰霊園創立者はさう話してくれた。これが事実なら復生病院には余り名譽な話ではないが、前号所載のテツトヴキード神父の伝道報告を読んでも、当時は新旧両教会の布教競争は相当激しいものであつたらしく、新教は異端だから天主教になれ位は云はれたかもしれない。

好善社記録、明治二十四年（一八九一年）十二月の臨時総会の項を読むと、津島八重を千葉病院に委託し、彼女の療養のために援助を始める、という決議がなされている。しかし、これはあくまでも臨時の処置であつて、ヤングマンと好善社の本意は、さらに先を見通したところを目指してゐた。それは、この國の捨てられたらい患者たちに、聖書の説く意味での眞の慰めと靈的な生命の光明を与えることであつた。ヤングマンが好善社に期待したのは、まさにこの信仰の働きであつたのである。この仕事のためには、好善社の手になるらしい療養所が必要で

あつた。

そこで明治二十五年（一八九二年）四月の例会で彼女はらい療養所建設案を提出したところ、全会一致で可決された。ヤングマンを委員長とする八名のらい対策委員（翌年にはさらにピアソンが加えられた）が選出され、新しい働きに希望をもつてスタートが切られた。

まず、資金の獲得にあたり、二人の宣教師は所属する宣教会や本国伝道局に療養所建設資金の援助を懇請したが、財政的には余裕がないとの理由で断わられた。ところが、そうした資金づくりに苦慮している時、まったく偶然にもロンドンの新聞「タイムス」に掲載された、らい事業に対して資金援助をする旨の広告がヤングマンの目にとまつた。その広告主は、当時すでにインドにおいてらい事業を行なっていた英國救らい協会 “The Mission to Lepers in India” であった。好善社ではさうそく計画を立案して援助を請うたところ、「療養所建設資金のために援助し、なお毎年定額の寄付を行う」旨の返事が届いた。しかもこの援助は、こちらの自主的計画に干渉したり介入したりしない原則で行なわれるものであった。ヤングマンはもちろん好善社社員一同、驚きかつ喜び、これはまことに神の大きな摂理と恩寵によるものに相違ないと信じ、感謝しつつこの援助を受けることにしたのである。明治二十七年（一八九四年）二月十日の例会では、約束してあつた金額の一部一一〇〇ポンドが送金されたと記されている。

次に建設用地の選定も難しい問題であった。鎌倉や熱海に二万坪の土地などを候補にあげたが、条件がいすれも思わずくなかった。そのうち、主にピアソンの努力で神奈川県下の大船、東京の品川、目黒等が候補地として最終的にあげられた。検討の結果、結局、水清く、空気の澄んだ目黒村に決定した。

ここで特記しておきたいのは、明治二十八年に熊本に回春病院を開いたミス・ハンナ・リデルが、同様に英國

救らい協会へ援助を申し入れているじとや、それば、『An Inn Called Welcome』(A.Donald Miller)に記されてい。ハンナ・リデルは英國聖公會宣教師協會(CMS)から明治二十二年に派遣されたイギリス人宣教師である。

日本におけるらい事業は前述のような経過をもつて始められたが、このじる、世界ではどうであつたかといふと、明治六年、ハンセンによるら、歯の発見という画期的な出来事と共に、ダミアン神父のらい事業も見逃せない。ダミアンは、ハワイのモロカイ島に渡つてら、患者の救済に当たつた。彼はベルギーのカトリックの司祭で、一八六三年ハワイ諸島に宣教師として派遣された。この地でらい患者に出会つた彼は、自ら請願して、モロカイ島のらい療養所の常任司祭となつた。彼はらいを病む人たちにキリストによる平安を与えるだけでなく、積極的に医療上の養護を与え、自ら患者の漬湯の手当てから墓掘りまで行なつたと伝えられている。そして、一年間の献身の後に、ついに彼もらいに犯され、一八八九年、モロカイ島で天に召された。彼の英雄的な献身は、驚異に値することであった。彼の働きは、日本で捨てられかえりみられなかつた患者と出会つた外国の宣教師たちに引き継がれている。彼らが日本における本格的な救済活動の先達となつたことに、大きな影響を与えていることは言うまでもない。

明治二十七年（一八九四年）五月、目黒村村長鏑木の斡旋もあり、好善社は、東京府荏原郡目黒村字下目黒に一五〇〇坪の地所を購入し、同年五月二十三日にさきの千葉病院より津島八重を引き取つた。病室としては、とりあえず、すでにこの土地にあつた百姓家一軒をそれに當てた。その後、さらに病室を建築し、同年十月十三日をもつて、正式に「慰瘞園」が発足した（口絵⑭）。初代園主は好善社社員の中から和田秀豊を選び任命した。患者、津島八重との出会いにより大塚正心とその妻かねが、監督および監督補として患者と起居を共にした。こうしてヤングマンの播いたキリストの愛の実践の種は、日本における第一番目の療養所となつて開花したわけであ

る。津島八重を慰廃園に引き取った前後の模様が、大塚正心の五月の日記によつて残つている。

十四日 神山伝道之任を辞し更に出京築地六番ニ到着す

十五日 目黒ニ園の地所を一覧し内地在檀本金太郎氏ニ面会津島氏之為の仮り浴室等之造作を依頼す

十八日 仮り浴室及津島氏之部屋大略落成す

二十一日 築地ヨリ古畠古障子古風呂桶及諸方ヨリの寄附品数多荷車ニテ目黒ニ運送ス

二十一日 津島氏引取りノタメ大塚汽船ニ乗じ千葉ニ往く即日病院ニ出頭し事務員ニ面会し津島氏引取り手続キヲ為シガタク夫故昼日津島氏の保証人タル千葉教会執事太田氏長島氏の両氏ニ謀り万々退院之手続キをなし併テ津島氏在院中之厚意を謝ス夜ニ入り信徒大原氏之案内ニテ同地旅店田屋ニ投宿爰ニ二泊す

二十二日 朝サ稻垣信氏ニ面会す九時半ヨリ病院ニ出頭し事務員并ニ看護婦ニ面会ス看護婦世利姉之紹介ニテ筒井医学士ニ面会し先づ津島氏久しく在院中之厚意謝し而シテ津島氏退院之理由を逐一陳述ス筒井氏大ニ好善社之事業を賞賛シ直ニ退院を承諾ス猶併セテ前ニ篠原書記ヨリ差シ出シタル礼状文之懇切ナルヲ深く謝セラル

二十三日 早朝ヨリ津島氏を引戸駕籠ニノセ千葉病院を出立ス但シ此人足四人賃錢ハ病院之規定ニヨリ老人別老里ニ対拾壹錢之割合ニテ凡ソ目黒迄里數十四里ト仮定シ此の賃錢凡ソ五円七十二錢ト定メ其際ニ目黒宿料ト途中渡船立場其他之費用ハ悉皆支給スル事ニ約す

附言

比日大塚駕籠の背後ヨリ人力車ニテ同行スペキ考モアリタレ共若シ然カセバ恰も喪主の柩を守護

スルニ似テ徒ラニ十四里間道路之笑草トナルニ止ルノミナラズ却テ幾分費用之点ニ於テ増量スルノヲソレアリ泣々靴を穿キテ駕籠之背後ヨリ徒步ス目黒ニ到着セシハ夜半十一時三十分之頃なり

本日高橋琴姉津島氏の来目を待受けおりしが余り時刻之延引するにより帰宅サレタリ

(以上「大塚正心日記」明治二十七年五月より引用)

また、後の好善社理事長藤原鉤次郎がある座談会において述べた懐古談によれば、「ここで千葉県の病院に託しておいた病人を迎えて行かれたそうであります。が、当時の苦心談を老婦人から聞いたのにはこれがために籠を雇つて連れて来られた、それで途中食事から一切の事はみな大塚氏自分が世話をされ、あたりの人たちには籠の中の娘はまだ年若な女でとかく人目をはじる故私が万事を扱つてやるのだと其場その場をつくろつて漸くに途中無事に連れ戻つたという事であります」。この津島八重と前後して一人の男子患者、西尾要吉、中西新三郎が入所し、これらの人たちを大塚夫妻が寝食を共にしながら世話をした。開園式は同年十月十三日、日清戦争だけなれどころだった。大塚正心の日記は開園式の模様を次のように記している。

十三日 慰霊園開園式午前十時より好善社年会を目黒ニ開く筈ニテ会員中へもれなく報導セシガ同時刻迄ニ集來セシ者ヤングメン氏はじめ八名ニ付今一名ニテ滿歎開会相成ルベクノ処惜イ哉開会スル事出来ズ 故ニヤングマン師癡議ニテ三号室ニ患者を集メ一時間斗り祈禱会を開く事トナス和田氏司会大鳥大塚二人馬可一〇朗誦津島姉二百三十四番の歌をゑらぶ貴山氏祈禱続てヤングメン氏祈讚美（十五番二、並ニ）四十番式十二番ワデル師祝禱終り

大塚宅ニテ一同喫飯午後一時半より開園式執行和田師司会祈りテサロニケ前書二章朗誦贊美五十一

番貴山師祈り五十五番島田氏履歴を朗読大塚寄附品並ニ訪問者姓名を報導す篠原氏祝禱終り来会二一

十六名ニ大塚二名

当日望月氏妻君より金二十錢寄附高橋唯吾君より廊下靴六足寄附岡見氏妻君より三十錢菓子代トして患者三名で寄附

と記している。また、「慰癒園」なる名称は、先の藤原鉤次郎の発言によると、明治四年に東京府下柏木鳴子町に発足し、明治八年四月より神田区猿楽町十九番地に、更に明治十五年より芝区新堀町二十七番地に移転して経営されていた後藤昌文（医師）による私立病院「起癒院」からヒントを得て、「起」を「慰」に、「院」を「園」という和やかな響きを持つ字にかえて名付けたということだが、総会その他の公の場で名称について議論した記録は残されていない。このように発足した慰癒園を運営したのは、言うまでもなく好善社であるが、当時のスタッフを次に掲げる。

社長	和田秀豊
副社長	ヤングマン
会計	篠原銀蔵
調査委員	ワデル 嶋田セイ子
会計調査委員	一柳ちか
通信委員	
らい病院委員	貴山幸次郎 吉田森蔵
	竹中マツ子 ヤングマン

守田ちゑ 小菅とき

篠原とみ 和田秀豊 菊地三郎 伊藤為吉

慰廻園監督 大塚正心

慰廻園監督補 大塚かね

慰廻園医師 北島剛三 加治木勇吉

2 慰廻園、病院となる

開園と前後して慰廻園規則の草案委員が選ばれ、規則の検討に入ったが、それは翌明治二十八年（一八九五年）六月八日の総会で取扱、追加の作業を経て、次のように決定された。

慰廻園規則

第一条 名称及位置 本園は慰廻園と称し、而して東京府下荏原郡下目黒村九百五十六番地に新築す

第二条 目的 本園は病院とは異なり慈愛に富み給ふ全能なる神の聖旨を奉戴して憫然なる癩病患者を慰藉救養し且つ広く癩病患者に対し福音を宣伝するを以て目的とす

第三条 維持 本園は内外の寄附金を以て維持するものとす

第四条 事務 本園の事務は好善社に於て撰まれたる男女各四名の委員を以て執行するものとし特に園内事務委員として三名を置く

第五条 入園

第一項 入園せんと欲する者はキリスト教徒たるを要す

第二項 特別の場合に於ては未信者と雖も入園を許すことあるべし

第三項 入園せんと欲する者は本園の事務所に通知して委員会の承諾を受べし

第四項 入園せんと欲する者は保証人一名を要す

第五項 入園者にして入費自弁の力ある者は一ヶ月金五円づつを納むべし

第六項 入園者は本園の規則を遵守すべし若し之に違背するものある時は委員会は之に退園を命ずることあるべし

本園はもと好善社がスコットランド国エデンボルグに在る癪病人ミッションより一千九百八拾円〇五銭の寄附金を得て創立したものにして尚ほ将来も時々同ミッションより寄附金送致あるべしと雖も充分の目的を達せんには是非とも本邦人の熱心なる同情と寄附金とに依ざるを得ざることなれば多少に拘はらず之が為めに義捐あらんことを切望す義捐金御送与の節は東京築地明石町中六番好善社事務所に宛会計ヤングメン及び篠原銀蔵の二氏まで御届けあらんことを請ふ

本園嘱託の医師は左の如し

北島剛三君
加治木勇吉君

慰霊園設立の目的は、前記の慰霊園規則第一条に明記されているように、いわゆる病院とは異なつてキリスト教に基づき、一、らい病患者を慰藉救養し、二、広くらい病患者に対し伝道するという点にあつた。ところが時

代の趨勢は、慰廢園をして医療機関の働きをなすよう決断を迫つてきた。明治三十年（一八九七年）わが国に伝染病予防法が公布され、ようやく予防の施策が始まる一方、明治三十二年（一八九九年）には、東京愛宕下に伝染病研究所が設立された。慰廢園がらい病院として組織がえをするのは、この伝染病研究所からの働きかけがきっかけとなつた。時の所長北里柴三郎は、他の病者と共に集まるらしい患者を別途収容し、診療する病院として、慰廢園を病院組織とすることを考えた。同年五月三十日、北里の使いとして村田昇清が慰廢園を訪れ、それまで研究所で治療を受けていたらい病患者を収容し、その救済にあたるならば、医療上の便宜をはかるとの申し入れをした。この間の好善社の対応の動きを「好善社記録」および「大塚正心日記」によつてみると、

明治卅二年五月八日午後三時ヨリ事務所ニ於テ臨時総会ヲ開ク出席者左ノ如シ

和田氏 ワデル氏 マコーレー氏 藤井氏 篠原氏 島田氏 藤原氏 大塚氏 宮澤氏 大鳥氏ノ十名ナリ
(中 略)

和田氏動議是迄北里博士ノ治療ヲ受ケ居ル、癪病人凡ソ二十名ヲ慰廢園ニ入園セシムル事ヲ同博士ヨリ依頼アリ且ツ在園ノ患者ニシテ治療ヲ希望スルモノニハ喜ンデ医薬ヲ与ヘン事ヲ同博士ヨリ申出デラレタルニ付其希望ヲ容レテ之ヲ実行スル事而シテ慰廢園ヲ病院組織ニスル事

可決

ワデル氏動議右ノ件ニ付北里博士ト協議シテ万事ヲ実行スル為ニ委員三名ヲ擧ゲテ之ニ全權ヲ与ヘ実行ノ後総会ヘ報告セシムル事而シテ右ノ委員ニハ和田氏篠原氏島田氏ヲ擧ル事 可決 (以下略)

五月三十日 村田昇清氏來園北里氏ヨリ交渉之発端但差向キ患者二十人余を収容シ吳ルム様申込ム

六月一日 前条申込ノ件ニ付小生等ノ宅ニ願書ニハ即チ六月一日ノ事ト届ケタ

六月六日 愛兄御案内ヨリ北里氏及村田氏來園

八日 前条北里氏より交渉の件に付臨時総会を開く集会者十名満場一致北里氏申込ノ件を可トス

十四日 病院組織を府庁に差出す

二十八日 指令書下附

三十日 薬局出来上ル

七月三日 治療を始じむ

七月十日 外来患者を受ル事トス但シ一週三回月水金の三回を注射日ト定ム

十四日 総会 (以下略)

この日記中に見るとおり、六月十四日東京府庁に病院組織の設立認可願いを提出している。認可願いは次のとおりである。

私立病院慰霊園設立願

人ノ嫌惡スル疾病世ニ数多アリト雖癩病ホド人ニ嫌ハレル者他無シ一旦此ノ病ニ罹ル時ハ社会ニ遠ケラル
ハ勿論父兄親族ニ迄モ棄ラルゝノ悲運ニ遭偶^{アマ}スルモノ甚ダ多シ而シテ固有ノ習慣トス生家ヲ辞シ神社仏堂等
ノ巡拝ニ出カケ旅中憫然無慰ノ最後ヲ遂グル者アルハ古今ヲ問ハズ往々ニ見聞スルトコロナリ依テ私共儀該
患者ニ対スル慈愛同情ノ念禁ズル能ハズ之レガ慰藉救済ノ方法ニ付苦心仕り候末今般該患者ヲ収容スペキ病
院ヲ設立仕度志願ニ御座候就而ハ在來ノ建物ヲ使用可致見込ニ付御検査ノ上御許可被成下度家屋同面相添ヘ
連署ヲ以テ此段奉願候也

明治三十二年六月

設立者 和田秀豊

全 大塚正心
守田ちゑ

これに添附したものは、「私立病院慰癒園規則」、医師北島剛三、阿久津隆造、調剤師星野亀次郎等の履歴書、それに「設立願」の中にみえる「図面」等であるが、ここでは省略する。

これに対し、東京府知事より明治三十二年六月二十七日付けで、「明治三十一年六月四日付私立病院慰癒園設立願之件聞届ク」という受諾書が出された。以上のように慰癒園は病院組織に変ぼうを遂げた。その決断はすでに掲げた史料について見られたように好善社社員総会出席者満場一致の意志によって行なわれた。ところが好善社内にこの決定を批判する重要メンバーがいた。それは他でもないヤングマンである。彼女は宣教師として与えられた休暇によつて、明治三十一年（一八九八年）七月より、翌年七月まで帰米中であった。慰癒園が病院となつたのは、この時期である。ヤングマンの意向は、日本に帰国して数日後、七月四日の臨時総会において表明された。記録にはただ「ヤングマン氏慰癒園ノ患者ヲシテ北里博士ニ依頼スルハ不賛成ニテ委員長ヲ辞セラルゝ事ハ今暫ク勘考サレン事ヲ好善社ノ名ヲ以テワデル氏ヨリ頼ム事ニ島田氏ヨリ申出デシ件ハ次会迄述バ事ニ可決以下略」と記され、何故不賛成なのか、心中どんな意向を抱いていたかは、記録からは判断しかねる。しかし、すでに慰癒園設立の理念は、明治二十七年発足当時の「規則」に明らかだ。この規則の中のヤングマンの考えは「医療」とよりも「伝道」ということにある。それ故、「本園は病院とは異なり慈愛に富み給ふ全能なる神の聖旨を奉戴して憫然なる癪病患者を慰藉教養し且つ広く癪病患者に対し福音を宣伝するを以て目的とす」と打ち出し、入園についても「入園せんと欲する者はキリスト教徒たるを要す」とまずうたつたのである。この考え方からす

れば、らい患者を一般の医療機関の処置にゆだねることは、自己の使命に対し怠慢であり不忠実であると思われたのであろう。好善社の慰留の働きかけにもかかわらず、彼女の姿勢は約一年間変わらず、ようやく明治三十三年（一九〇〇年）六月九日好善社総会に姿を見せ、総会の決議のままに再びほぼ従来どおりの役目に復帰した。当時の慰癒園内に於ける集会の記録が残っている。

慰癒園集りの況況

朝の祈	司会	大塚
夕の祈	司会	患者順番
日曜礼拝説教	受持	和田篠原大塚
臨時内外教師ノ説教を依頼スル事なり		
晩餐式	隔月第二日曜日	
集会平均	重症患者を除き大概三十八名	
目下受洗の見込アル者	女一人	
八月中新キ求道者	男一人	
外来患者にて全	男一人	

入園患者には毎朝夕の祈禱会、毎日曜日の礼拝への出席が義務づけられた。明治三十七年（一九〇四年）に行された「慰癒園園内規則」第一条には、「慰癒園は基督教主義の病院なるを以て患者は勉て説教を聞き毎朝夕毎日曜日会堂に集りて聖書の講話聞く可し、但此集会に出席し難き者は監督の承諾を受く可し」と明記されてい

る。

こうして慰癒園の存在がはつきりと確立されたせいでもあるうか、東京市養育院より患者を委託されるまでになつた。それは、明治三十七年（一九〇四年）ごろ、東京市養育院では、医師光田健輔を慕い集まるらしい患者の数が毎月増加の道を辿り、その収容場所が狭く困難を生じたため、市長あてに窮状を訴え、対策を講ずるようにとの要望を盛り込んだ上申書を提出したということから発する。しかし、それに対して、なんの指令もないのに、ついに六月に入り慰癒園に患者委託の願いが届いた。慰癒園では協議したうえ、次の回答書を養育院長渋沢栄一あてに送つた。

貴院御收容瀕病患者今回本院へ收容方御委託ニ付テハ貴院ニ於テハ老人ニ付一日ノ費用金貳拾錢ノ御予算ナル由然ルニ本院ニテハ老人ニ付一日ノ費額金參拾錢ノ予定ニ為有之此間小少ナラザル相違有之候得共貴院御経費ノ都合モ可有之ト存候間差シ当リ御予定ノ費額ニヨリ直ニ收容方御依頼ニ相応シ可申候乍併弊院経費ノ都合モ有之候ニ付テ相成ハ御詮議ノ上御増額被成下候ハゞ難有仕合ニ在存候右及御回答候也

明治三十七年六月十六日

私立病院慰癒園

院長 北島剛三

監督 大塚正心

東京市養育院長男爵渋沢栄一殿

かくして同年七月一日より一〇名の患者を養育院より委託された。

3 法人組織へ

明治三十三年（一九〇〇年）以来、好善社内部より、好善社すなわち慰霊園というわけではなく、前者は後者のいわば後楯としての存在であること、また慰霊園は個人経営の組織ではないこと等が、はつきりと意識され、組織をあらためようとする意向が出てきた。その改革というのは、社団法人に改めることであった。この準備の足跡を「好善社記録」によつて追つてみると、次のようである。

明治三十三年六月二十九日 総会

島田氏建議 本社ニシテ法人組織ニスル事ヲ申出ラル

右建議ニ付委員三名ヲ選ブ 和田氏篠原氏島田氏三名

明治三十三年十一月十日 年会

一、好善社ヲ法人ニ願ノ件ニ付委員

一、和田氏、篠原氏、島田氏

慰霊園ノ地所及家屋ノ名義者各三名ノ代人ハ自己ノ所有ニ在ラザル事ヲ公証人役場ニ於テ法人ノ成立ニ至ル迄約束ヲ為ス事 可決

明治三十四年二月九日 総会

一、財団ノ件 和田氏報告

同氏等調査未タ不満足ニ付尚取調ル事ヲ要ストノ事ニ付之レヲ托ス

明治三十四年六月二十九日 総会

一、三名の西洋人三名ノ日本人ヲ以テ社団ヲ設立スル事、委員三名ヲ挙グ 可決

和田氏 マコーレー氏 島田氏

明治三十四年十月十七日 総会

慰瘞園社団の設立ヲ為ス委員四名

マコーレー氏 和田氏 ワイコフ氏 島田氏

明治三十四年十月十七日 年会

篠原氏動議 贊成有

園内役員及僕ニ至ル迄壹個人トシテ名義ニ拘ラズ金円ヲ受ザル事然シ寄附金有ル時ハ委員ニ協議シ請入レ会
ヘ差出ス事 可決

明治三十五年二月八日 総会

好善社ト慰瘞園ニ働カルゝ医者トノ干係ニ付協議者トシテ三名ヲ挙グ 左ニ ワイコッフ氏、フルタン氏、
和田氏、

明治三十五年四月十二日

好善社 規則改正委員ヲ挙グ 五名

ワイコッフ氏、フルトン氏、和田氏、篠原氏、島田氏、

好善社委員ノ権利ト事務委員ノ権利ヲ七月ノ総会ニテ定メル事

このようにして明治三十七年（一九〇四年）六月には、好善社規則が整えられ、慰癒園入園規則、及び慰癒園園内規則などもあらためて整理公表された。そして、よいよ同年十一月二十八日付で内務省に社団設立許可願いが提出され、その許可として翌明治三十八年（一九〇五年）三月二十二日、時の内務大臣子爵芳川顯正、文部大臣久保田謙兩名による内務省指令（口絵⑥）が発令された。そのときの定款は次のとおりである。

好善社団定款

第一条 名称 本社団ヲ好善社団ト名ク

第二条 社員 日本ニ常住シ本会ノ目的ヲ賛成シ社員ノ紹介ヲ以テ本社団ノ社員タランコトヲ申込ム者アルトキハ理事多数ノ意見ニヨリ其ノ入社ヲ承諾スルモノトス 但理事ハ入社志望者ガ基督教信者ナルコトヲ認メタル場合ニ非ザレハ其ノ入社ヲ承諾スルコトヲ得ス

第三条 本社員ニシテ日本ニ常住セザルカ又ハ理事多数ノ意見ニヨリ基督教信者タルノ資格ナキモノト決シタルトキハ本社団ノ社員タル資格ヲ失ヒタルモノトス

第四条 本社団ハ日本帝国外ニアル何等ノ团体トモ法律上如何ナル関係ヲモ有セス又日本帝国ニ於ケル宗教的団体若クハ利益ヲ目的トスル团体ト法律上如何ナル関係ヲモ有スル事ナシ

第五条 目的 本社団ノ目的ハ左ノ施設物ノ用ニ供スル土地建物及ヒ其他ノ財産ヲ所有スルニ在リ

第一、基督教主義ノ教育ヲ施サンカ為メ設立スル学校

第二、慈善的病院

第六条 財産 本社団ノ財産ハ重ニ、レポル、ミッショニ、トラスト、アソシエーション（Leper Mission Trust Association）ミリ既往ニ於テ寄附シ又ハ将来ニ於テ寄附セントスル所ノ資金ヲ以テ購買シタル

土地及ビ建物ヲ以テ成立スペシ本社団ハ其他ノ寄附者ヨリ土地建物又ハ其他ノ財産ノ寄附ヲ受クルコトヲ得第五条ニ掲ゲタル本社団ノ目的ニ從テ維持シ又ハ使用シ難キ条件ヲ附セラレタル寄附ハ一切受クルコト能ハザルモノトス

第七条 理事 本社団ハ社員中ヨリ理事拾名ヲ互選シテ理事会ヲ組織スヘシ

理事中不都合ノ行為アリタル時ハ社員総会ノ決議ニ依リ其ノ職ヲ免スルコトアルヘシ

第八条 期限 理事ノ任期ハ二年ト為ス然レ共 最初、選挙セラレタル拾名ノ理事ハ抽選ニ由リ各五名ノ二組ニ分ケ本社団設立許可ノ日ヨリ起算シテ第一ノ組ハ在任一ヶ年第二ノ組ハ二ヶ年トナスペシ

第九条 捕欠 死亡若クハ辞職若クハ退社又ハ其他如何ナル理由ニ依テモ理事中ニ欠員ヲ生シタル時ハ理事会ハ社員中ヨリ補員ヲ選挙シテ未満ノ任期中任セシム可シ

第十条 理事会ハ本社団ノ事務ヲ処理スペシ

第十二条 本社団ノ決議ニ依リ理事会ハ

第一、本社団ノ為メニ寄附又ハ買収ニ由リ財産ヲ収得スルコトヲ得

第二、第五条ニ掲ゲタル本社団ノ目的ヲ成就セン為ニ財産ヲ貸シ又ハ売上金ヲ管理シ又ハ支出スルコトヲ得

第三、第五条ニ掲ゲタル本社団ノ目的ヲ成就セン為ニ之ヲ維持シ又ハ使用スル処ノ日本帝国ノ法律ニ依テ許可セラレタル一個又ハ一個以上ノ法人ニ財産ヲ譲渡スルコトヲ得

第四、財産ヲ売払ヒテ其ノ売上金ヲレポル、ミッショソ、トラスト、アスソシューション（Leper Mission Trust Association）ニ返附スルコトヲ得

第十二条 総会 理事会ハ少クトモ毎年一回総会ヲ招集スヘシ又本社団社員三名以上ノ請求アレハ臨時会ヲ開クベシ凡テ開会ノ通知ハ書面ヲ以テスベシ

第十三条 凡テ集会ノ時日及ビ其ノ目的ハ少ク共開会ヨリ五日前ニ通知スヘシ然レ共本社団社員過半数ノ承諾アル時ハ予メ通知セザル事件ヲ議決スルコトヲ得予メ通知セラレシ時処ニ於テ三名ノ出席者アル時ハ其ノ定數ト為ス欠席セル社員ハ通知又ハ代理ニ由テ投票スルコトヲ得

第十四条 本社団ハ全社員四分ノ三以上ノ賛成ニ依テ解散スルコトヲ得斯ル場合ニ於テハ理事会ハ第五条ニ掲ケタル目的ヲ成就ゼン為ニ之ヲ維持シ又ハ使用スル所ノ日本帝国ノ法律ニ依テ許可セラレタル一個又ハ一個以上ノ法人ニ財産ヲ譲渡スルコトヲ得又ハ其ノ財産ヲ売払ヒテ売金ヲレポル、ミツショーン、トラスト、アスソシエーション（Leper Mission Trust Association）ニ返附スルコトヲ得

第十五条 事務所 本社団ノ事務所ヲ東京市芝区白金今里町明治学院構内ニ置ク

第十六条 修正 本社団定款ハ社員三分ノ二以上ノ賛成ヲ得テ民法第三十八条ニ依リ主務官庁ノ認可ヲ受ケ
変更スルコトヲ得

4 法律第十一号の影響

好善社が以上のように法人によるらい療養所経営の態勢を整えたころに、らい予防に関する法律案がしばしば国会に上程されるようになる。何回かの糾余曲折を経て明治四十年三月、らい予防に関する法律案が可決され、

法律第十一号として成立した。この法律に基づいて、内務省令第二十号が発せられ、全国を五つの療養所設置区域に分け、東京、青森、大阪、香川、熊本に療養所を設置し、その経費は道府県に負担せしめることになった。その第一区である東京、神奈川、新潟、埼玉、群馬、千葉、茨城、愛知、静岡、山梨、長野の府県に対しても、明治四十二年（一九〇九年）九月、東京府北多摩郡東山村に定員三五〇名の第一区連合府県立全生病院が設立された。このような動きが、好善社の慰廢園に与えた影響にはおよそ三つある。一つは、目黒村民による移転運動、第二は政府委託患者仮収容の問題、第三は、全生病院への慰問伝道活動の開始である。

第一の問題は、新たに建設される第一区の療養所が、慰廢園の隣接地と予定されたとの世評が伝わり、村民は「療養所指定地変更期成同盟」という名称の組織によって住民運動をおこした。彼らは、近くの目黒競馬場において「期成同盟」の演説会を開催して示威運動を展開したり、好善社あてに慰廢園の移転要求を提出したりした。その要求書は、次に掲げるとおりである。

御社ノ經營ニ係ル本村大字下目黒字油面ニアル慰廢園ハ其ノ創立ノ初メニ当ツテハ單ニ基督教ノ一教会ヲ設立スル趣ナリシヲ以テ朴直ナル目黒村民ハ偏ニ之ヲ信ジ土地ノ売却其他ニ就テ何等ノ故障モナカリシニ其后癱病患者ヲ収容スル病院ナリシヲ見ルニ至リテハ村民ノ多数ハ御社ト土地売却者トノ間ニ立チシ仲介者ノ狡猾ナルヲ憤慨セシト共ニ御社ノ經營セル慈善的事業其モノニ向ツテハ深ク同情ヲ表スルモ其起業ノ結果ヨリ生ズル村民多数ノ直接間接ニ被ル損害ノ多大ナルニ至テハ自衛上黙止スル能ハザル次第ナリシモ時尚十数年以前ニ属シ慰廢園ノ附近ハ頗ル空地ノ多カリシヲ以テ忍ソデ今ヨニ至リンモ今ヤ時代ノ趨勢ハ市部膨張力ヲ郡部ニ及シタルノ結果本郡ノ如キ最モ市部ニ接近セル所ハ多大ノ影響ヲ受ケ殊ニ目黒村ノ如キハ日一日繁華ノ圈内ニ入ラントシヅゝアルモ不幸ニシテ慰廢園ノ現在セルヲ以テ慥ニ本郡殊ニ目黒村ノ發展ヲ阻害スルノ

事実アルハ争フベカラザル所ナリ其ノ然ル所以ノモノハ一ニ該園設備ノ不完全極ルコトニアリ詳言スレバ患者ノ糞汁ハ更ニ消毒セズ目黒川ニ放下スル如キ若クハ病院トシテ建物ノ不完全ナル如キ又ハ患者ノ出入ニ何等ノ制裁ナク常ニ附近ニ出没シテ醜状ヲ露スガ如キ何人ト雖モ之ヲ見之ヲ聞ク者誰カ醜感ヲ懷カザル者アラソヤ斯ノ如クニシテ其附近ハ進歩ノ程度実ニ遅タルモノアルナリ更ニ極言スレバ該園ハ実ニ公衆衛生上保安上又ハ郡村ノ体面上断ジテ其存在ヲ排斥スルモノナリ況ンヤ慰廢園アリシガタメニ今回一府十一県ノ癪病患者ヲ収容スル公設癪療養所ノ位置ニ指定セラレタルニ於テヲヤ然レバ該事業ノ性質ハ素ト博愛慈善ノ人道事業ナリ他ノ営利ヲ目的トスルモノトヨ同フシテ語ル可ラザルハ吾人モ亦之レヲ知ルガ故ニ黙忍シテ今日ニ至リシナリ今ヤ吾人ハ郡村ノ自衛上設備ヲ完全ニスルト称スル政府事業タル癪療養所ノ設置サヘモ極力反対シツムアル際ナレバ勢ヒ慰廢園ノ移転ヲ迫ルモ決シテ偶然ニアラザル可キナリ希クバ御社深ク郡民意志ノ在スル所ヲ諒セラレ自カラ他ニ適當ナル敷地ヲ索メテ移転セラレンコトヲ希望スルモノナルヲ以テ茲ニ謹んで郡民全般ノ意向ヲ告白シ御社ノ慎重ナル熟慮ヲ煩ハスモノ也

明治四十一年十月

癪療養所指定地変更期成同盟会

好善社団 御中

一読して分かるように、この要望書には二つの要求が同時にこめられている。新たに設立される恐れのあるらしい療養所指定地を変更してほしいという要求と、既に十数年間当地に存在しつづけた慰廢園の移転要求とである。彼らはこの要求を貫くために、目黒村長にも交渉し、目黒村長の仲介によつて、また新たに設置すべき療養所の指定地としてほぼ確定しつつあつた、東京府下南多摩郡南村にも働きかけたと推測し得る。その交渉経過につい

てくわしいことはわからないが、次に掲げる明治四十一年十一月十日付け目黒村長代理より送られた照会状および同年十二月八日付け南多摩郡南村より送付された申請状及び『目黒区大観』の記事には、ある程度その推測を裏付ける箇所が見いだされる。

第一〇七六号

御社御經營ニ係ル慰斎園ニ関シ過日來御交渉申上タルニ他ニ適當ナル敷地アラバ移転不苦旨御挨拶有之候処
今回癩療養所指定地変更期成同盟会ニ於テ種々調査ノ結果府下郡部ニ於テ候補選定交渉中ニ付後日其ノ筋ニ
於テ変更指定相成候節ハ慰斎園ヲ該指定地隣地へ御移転相成候様致度此段及御照会也

明治四十一年十一月十日

荏原郡目黒村長欠員代理

助役 須田弥助回

好善社團御中

ちなみにこの照会状に対して好善社は、同年十一月十八日の総会決議に基づき和田秀豊の名によつて次のよう
な返書を送った。

第一〇七六号附御書面ヲ以テ本社團ニ属スル慰斎園ヲ他地へ移転致サセ候件ニ付御照会相成リ正ニ了承仕候
本社團ハ政府設立ニ係ル癩療養所指定地ガ他ニ変更セラルゝ場合ニ於テハ適當ナル場所ト充分ノ移転費トヲ
得タル場合ニ於テ慰斎園ヲ他地へ移転セシムルモ不苦候右本社團理事会ノ決議ニヨリ御回答及フ也

好善社團理事長 和田秀豊回

明治四十一年十一月十九日

目黒村長代理

須田弥助殿

つぎに東京府南多摩郡南村村長山下政一よりの申請書。

申請

今般東京府ニ於テ癩病療養所ヲ設置セラルベキニ依リ之レガ敷地トシテ当村内大字高ヶ坂及小川地内ハ最モ適當ノ地域ニモ有之特ニ当村ハ府下東南ノ一僻地ニシテ地平ニ氣候風土共最良好病院敷地トシテ他ニ故障ノ有ルベキモノハ無之本年鉄道便ノ設ケラレテヨリハ四囲ノ交通上ニ於テモ至テ簡易ニシテ其ノ凡テニ於テ最モ得トスベキ地位ヲ有シ候ニ付今般別紙之通り當村委会ニ於テ決議致候間何卒地方開拓發展ノ資トシテ御指定ヲ得度旨上申候就テハ貴院ハ從来ヨリ該患者ノ収容ヲ以テ任ゼラレ專ラ東京府ニ於ケル該療養所ヨリ進デ本村ハ勧迎致度ハ勿論当地ニ移転ノ後ハ前途其ノ諸般ノ方途ニ於テ優遇可致候条何卒當地方發展ノ資トシテ本村へ移転ノ御説議ニ預リ度別紙村委会ノ議事録相添ヘ此段申請候也

明治四十一年十二月八日

東京府南多摩郡南村長山下政一印

慰瘞院長

大塚正心殿

なお、添付された村委会議事録はここでは省略する。

以上の記録を読むと、当時の村民は、目黒の土地に新しい療養所が設置されることに反対であることはいうまでもなく、現存の慰瘞園の移転も認めさせようとしていることがよく分かる。また、和田秀豊「救癩四十五年」の中には、彼が、東京府衛生局の堀内部長、高橋庶務課長らと全生病院建設予定地の検分に出かけた時の村民の反対運動による「遭難」について語っている部分がある。これを読むと、先の「申請書」を提出した南多摩でも支

障があつたと推測できる。そして東村山でも事情は同じであつたが、光田健輔『回春病室』の「浮浪者の宿」の章に「意外の襲撃」なる一節があり、その中で詳しく記されているように、村の地主・有力者の積極的誘致の姿勢に助けられ、東村山に決定されたようである。いずれにしても、当時の人びとのらいに対する無理解と嫌悪する動きが激しかったことを立証するものである。以下に、和田秀豊「歴史四十五年」の中から、その状態のよく分かる箇所を紹介しておこう（昭和十四年一月十四日発行のもの）。

今より凡そ二十五、六年前に、東京府外十一県で東村山に癪療養所の敷地を買入れたる折に、阿部知事が私をよんで、癪療養所敷地検査のために堀内部長と高橋庶務課長とをやるから、あなたもゆかなかと申されましたから、私は快諾して二人と同車し、村山駅に下車して、私共を待ち居たる村長と一緒になり、四人とも人力車にのり療養所の敷地に参りますと、前夜から或所に集合して私共を袋叩にせむと待ちかまへて居た五十余名の人々が、一度にどつと悶声をあげて私共に向ひ来り、私共四人を打ちたゝき始めました。高橋氏と私は同じ方向にむかつて逃げだしますと、私共二人に二十余名の人人が追ひかけ来つて棍棒を以て頭、肩、脇腹のへだてなくパチリ／＼と打叩くので、一生懸命逃るの外なく、私は逃げながら、神に向つてこの世に御用がありますならば私を御手のうちに守つてください、と祈りつゝあつたうちに、私は左の脇腹をひどく打たれて打倒されました。そのままじつとして居ますと、かれらは私をやつつけたと思ふてか、私を離れて高橋氏を取巻き袋叩きに叩きて、いづれへか行つてしまひました。

高橋氏は数ヶ所に傷つけられて血だらけになつて居りました。私共とは反対の方向に逃げたる村長は右の腕を打折られ、堀氏はシャツまで真赤になる程の傷を受けました、實に危険千万な事に遭遇したのであります。されどその後間もなく同地に全生病院が設立せられて、今現に一千数百名の癪患者が慰藉療養を受けつ

♪あるのであります（「医事公論」第一三八一号より）。

目黒村民の慰廢園移転運動はさうに大正年間にも、昭和初期にもむし返されて行なわれるが、その点についてはまた後に取りあげる。ただここではこの事件の動きをかなり直接的に記述した記事を一つ紹介しておく。それは、昭和十年に発行された『目黒区大観』という書物の中の一節であるが、行政レベルからどうとらえたかがうかがえる点もあわせて興味深い。

癩療養所設置反対運動

明治四十三年浅海源次郎氏が目黒村長時代のことである。其前（明治二十七年）から下目黒四丁目に慰廢園と云ふ癩救濟施設があり、当時三十数名の患者を収容して居た。偶政府は全国各地方に癩療養所を新設する事となり、東京府外十一県連合して一ヶ所新設に決し、時の府知事千家尊福男が委員長となり、群馬県草津温泉その他を物色したが、何しろ東京が中央であるから、府下に新設するがよいといふ決議になり、場所もあらうにわが目黒村に決定したのであつた。それは従前から目黒は癩に関係があり現に慰廢園もある位だから、寧ろこれを拡大するに如かずと云ふ事であつた。そこで同園を中心として下目黒の畠山林一万坪余を買収する事とし、政府は土地収容法を適用して、所要の土地を収用する事を官報に告示したので、之を知つた町民殊に下目黒方面の者は色を喪つて驚愕した。此時に当り、是は目黒死活の岐路である、一身を賭しても之を排斥すべしと奮起したのは、時の村委会員宗田哲夫氏で、自ら発起人となり一大反対運動を開始した。取敢へず荏原郡民大会（全国最初の）を競馬場内の馬見所に開催し、先づ言論界の賛同を求め輿論を喚起すべく、荏原郡選出の府・郡会議員を中心として、都下各新聞・通信社の記者を招請、反対理由を宣言して大演説を為し、満場一致反対の決議を為し、翌日の各新聞には一段に亘る反対趣旨が掲載され、果然天下の耳

目を聳動した。村民は大挙して郡役所、警察署及府知事に陳情し他へ移転する事を要望した。偶高木代議士の斡旋で田無町へ移転しやうとしたが、町民の反対で果らず、須田金五郎氏は南多摩へ移転を謀つたが之も亦支障があつて出来なかつた。其間東京府よりは連日測量手を派遣したが、住民激昂の余り暴行を受けさうな氣勢に、器具を大鳥神社に託して引揚て了つた。政府でも漸くお膝下設置の非を悟り、東村山へ新設する事に変更するに至つたのである。今全生病院と命名し一府十一県の癪患者を収容して居る。当時村山では反対者が大挙して府吏員を襲撃したので、二百余名の若者が検挙され、農耕が出来ずして村内一時草原と化したのは氣の毒な悲劇であつた。目黒は危機一髪の危い所で遂に事なきを得たのである。此運動は至誠と巧妙なる策とにより、幸に一人の犠牲者も出す事なく、見事にその目的に達したのであつた。

この事件で慰効團関係者の取つた姿勢は、先の目黒村長代理須田弥助あて返書にも現われているように、表現こそ穏やかではあるが確信に満ちたものであつた。それを更に当時在園の指導的患者村上恭次郎の「大塚正心に關する手記」によつて紹介する。

明治四十二年全国癪療養所が建設されることとなつた。その第一療養所の敷地確定までは随分と反対と迫害が惹起したのであつた。最初その候補地が本園の隣接地と選定せるや世評伝るや俄然目黒村民の反対運動となつた。さらぬだに当時目黒競馬場の設置となり本園の存在は当村發展の障害となるの故を以て移転問題の起らんとする折柄とて敷地問題にからみてその運動を猛烈ならしめ遂に荏原郡民の示威運動となり競馬場に於て移転期成同盟演説会が開かれ某代議士の如きは熱弁大いに氣勢を擧げ形勢頗る穩かならざるに至つた。品川警察署は早くも之を聞知し八十余名の警察官が派遣され会堂に直して程遠からぬ場内外の行動を監視し警戒に務むる所があつた。此の四面楚歌の声騒然たる中に在りて先生には剛毅沈着微動ざらず該事件に

直面して種々抗議を申込まれても条理整然その宜しきを得たのであつた 「神の建て給ふ家神これを守護したふ」と これが先生の御信念であられた

ニホバはわが刀わが盾なりわがこゝろこれに依頼みたれば我たすけをえたり

ニホバわが方にいませばわれにおそれなし人われに何をなしえんや

先生 夫人の熱祈はきかれた私共の小さき祈りも亦神の聞し召さるゝところとなつたことを感謝した 挟くて此の大会も事なきを得たが当局は万一を慮かり警官二名づ派遣され毎夜徹宿にて園内を警戒すること月余に亘つた これが為め私共病友もいさかその労を負ふところもあつたのであります

主のむねにやすけく息ふ身にしあれば などかおそれん 彼ためしとも

(此の御歌は先生より事件の直後私に下さつたものであります)

其後該問題も何時しか有邪無邪の裡に葬られて仕舞つた(後略)

さて、第二の政府委託患者仮収容の問題については、明治四十二年三月二十日付け東京市役所よりの照会状、同年三月二十四日付けと二十五日付けの慰斎園の承諾書、同年四月八日付けの全生病院よりの要望書が遣された史料であるが、この件については、すでに明治四十年ころより慰斎園と当局との交渉が行なわれていたようである。まずその史料を示そう。

癞患者仮療養所御設備ニ関スル御交渉ノ件ニ付承諾書

一癞患者仮リ療養所御建築用地トシテ本園敷地内北隅ニ当ル畠地凡五百坪以内ニ於テ何坪ニテモ御入用次第御用達ア申事

一追テ仮リ療養所御落成ノ上又ハ差シ向キ御便宜ノ為本園在来ノ病室分割御使用ノ場合トニ拘ラズ医療及

食餌賄向等一切御依託の節 食薬炭油代其他日用ノ諸器物ニ至ル迄凡テ本園ノ負担トシ患者老人ニ付毫日金三拾錢ノ割合ヲ以テ引受 申事但シ寝具被服等ハ前記計算に加ヘズ

右ノ通り

明治四拾年八月 東京府荏原郡目黒村大字下目黒九百五拾六番地所在

私立病院慰庵園

東京府庁内務部衛生課長

佐藤 襄殿

見られるように、明治四十年八月は、法律第十一号及びそれに付隨した法規の成立した後であるから、それらを踏まえて「仮療養所」の交渉が行なわれたと考えて間違いないであろう。交渉のくわしいことは、不明であるが、「仮療養所」建物の新たな建設は行なわれなかつた模様である。ということは、慰庵園在來の病室^室が、その用に供されたわけである。

やがて明治四十二年になつて、先に触れた照会、その回答、さらに要請状がとり交わされ、慰庵園はらい患者一時救護の働きに積極的に協力するようになつた。

衛発第三七一号

本市に於テ救護スル難患者及其ノ同伴者等ノ収容方ニ関シテハ予テ及御協議置候通り来四月一日ヨリ別紙記載ノ事項ニ基キ収容被度此条支障ノ有無至急御回答相成リ度此段及照会候也

明治四十二年三月廿日 東京市役所回

荏原郡目黒村

慰 廃 園 御 中

別紙顛ニ関スル取扱事項

- 一 救護ハ左ノ各号ヲ施行スル事
 - 一 必要ナル治療ヲ施ス事
 - 二 食餌ヲ供給スル事
 - 三 被服寝具ヲ供給スル事
 - 四 隔日入浴セシムル事
 - 五 看護人及番衛ヲ附スル事
 - 六 適当ナル予防消毒ヲ施行スル事
- 二 患者及同伴者ヲ区役所ヨリ送致スル時ハ其ノ収容証ヲ差出スペキ事
- 三 救護者死亡シ又ハ逃亡シタル時ハ電話又ハ電報ヲ以テ送致シタル区役所へ即報シ指揮ヲ受ル事
- 四 左ノ事項ハ時々送致シタル区役所へ報告スル事
 - 一 家族又ハ扶養者等ヲ発シタルトキ
- 二 面会人ノ住所名
- 五 患者救護ニ要スル費用ハ一人ニ付一日金五十錢トス
- 六 同伴者同居者 救護費用ハ一人ニ付一日三十錢トス
- 七 救護中伝染病ニ罹タル場合ニハ設備ノ状況ニヨリ市立伝染病院ニ転送スル事アルベシ

八 救護ノ状況ハ時々吏員ヲ派シ视察スル事アルベシ

次に慰廢園が東京市役所あてに出した明治四十二年三月二十四日付け承諾書。

承諾書

本月廿日附ヲ以テ来ル四月一日ヨリ市ノ御救護ニヨル癪患者及ソノ同伴者等ノ収容方ヲ慰廢園へ御委托可相成旨御照会の件正ニ承諾致候就テハ別ニ御添附ノ各事項ニ基キ凡テ取計可申依テ此段及御答候也

東京府荏原郡日黒村大字下目黒九百五拾六番地私立病院慰廢園

明治四十二年三月廿四日

代表者 大塚正心印

この日にはまた府衛生課長佐々木哲助が来園し、交渉を重ねている。この結果慰廢園は前にあげた承諾書と同様の趣旨の承諾書を府庁あてに提出している。

承諾書

東京府外十一県所属全生病院建築落成ニ至ルマデ本園ヲ患者共仮リ収容所ニ充ツルノ件本日御交渉スル処正ニ承諾致也

明治四十二年三月廿五日

私立病院慰廢園代表者

大塚正心

東京府厅御中

さらに全生病院より慰廢園に対し出された要望書。

酉全発

今般本院ノ患者救護ヲ貴社所有慰癒園ニ嘱託スルニ付左記ノ事項ヲ正確誠実ニ御履行相成度此段申入候也

明治四十二年四月八日

第一区府県全生病院長

事務取扱 大野徳太郎

好善社代表者 大塚正心殿

以下先の明治四十二年三月二十日付けの市役所よりの照会状別紙項目のうち一、二、三、五、六、七項が多少の変化をつけて記載されている。

5 福音の種まき——全生病院を訪ねて——

つぎに第三の問題、全生病院への伝道の開始である。これは、慰癒園代表者大塚正心の名義で交渉が進められてはいるが、組織上から言えば好善社伝道委員の活動に属する。

御願

御院へ向ケ當方ヨリ布教者ヲ派シ志アル患者ノ為ニ毎月第弐第四両日曜日ヲ期シ午後弐時ヨリ凡ソ一時間内ニ於テ基督教ニ関スル講話ヲ為シ幾分ナリトモ精神上ノ慰安ヲ充シメ下様致度慰癒園創立者一同之志願ニ付何卒前条御許容被成下此段御願申候也

明治四拾參年參月武日

東京府荏原郡目黒村大字下目黒

九百五拾六番地

私立病院慰癒園代表者

大塚正心

第壱区府県立全生病院長事務取扱

大野徳太郎 殿

この要望書に対する回答。

戌金発第一七四号

四十三年三月二日付ヲ以テ患者ニ対シ基督教講話ニ関スル出願ノ件ハ支障無之ニ付左ノ事項御承諾ノ上請書
御届出相成度此段申進候也

明治四十三年四月二十一日

第一区府県立全生病院長 池内才次郎

慰癒園主 大塚正心殿

記

- 一 講話ハ毎月第一第四兩日曜日ノ午後一時ヨリ三時迄トスルコト
- 二 講話ハ慰安ヲ主トシ國法ノ恩沢ヲ服膺セシムルニ勉ムベキコト

三 講話中ト苟モ他ノ宗教宗派ヲ批評シ又ハ排斥シ宗論等ニ涉リ他ノ反感ヲ挑発スルノ言動ナキ様注意スルコト

四 本院ノ都合ニ依リ何時謝絶セラルゝモ異議ヲ申出サルコト
以上

折り返し慰霊園より全生病院長あて御請書。

御請書

御院患者ニ対シ基督教講話ニ閑スル認可願ノ件明治四十三年四月廿一日附第一七四号ヲ以テ願ノ通り御許可相成リ誠ニ難有仕合ニ奉存候就テハ御指定ノ事項確實ニ遵守可仕依テ此段御請申候也

東京府荏原郡目黒村大字下目黒九百五十六番地

私立病院慰霊園

代表者 大塚正心

第一区府県立全生病院長
明治四十三年

池内才次郎殿

この記録に見られるように公立の病院内の活動としては当然とはいえ、厳しく制限を付され、全生病院への訪問伝道が許された。その記録としては主に大正元年（一九一二年）より昭和十四年（一九三九年）に至る好善社記録によつて輪郭しか捕えることができず、なにがどのように語られたか等、くわしくは分からぬが、その概要を年表風に示そう。ただし、昭和六年四月二十五日以後、全生病院以外の訪問伝道もあわせて記した。

大正元年十一月二日

受洗者男六、女三、合計九。

大正元年四月十二日

阪本菴子の応援伝道。

大正三年一月十七日

患者の洗礼志願者あるとき洗礼式を執行するも妨げなしとの回答を得、洗礼志願者職員中に一名あり。

大正三年四月廿五日

受洗志願者一名あり。

大正参年十一月七日

オートマンス帰国中はワイン氏代講す。

大正四年一月卅日

先般十名の受洗者、昨年クリスマス盛会二百名余の参加。

大正四年六月廿六日

院長以下冷淡になつた印象、患者の出席少なし。

大正五年一月廿九日

昨年十二月十七日男十名、女五名、計十五名の受洗者、参十五名と共に聖餐式執行。

大正五年四月廿二日

差支えない時は署長、事務員等も出席す、キリスト教書籍阅读希望者増加。

大正五年六月廿四日

六名の受洗者。

大正五年十一月十一日

聖書寄贈を受けたしとの希望、患者よりあり。

大正六年一月廿七日

全体に変りなし、唯次第に受洗者の一団を造つて以来、先前のような多数の集会者なし。この原因は、信者に対する未信者の差別による。旧冬患者の願いによりオルガンを購入寄附し一同大喜び。また有益なキリスト教関係図書を集め、図書部を造るよう勧めている。

大正六年十月廿七日

米国M.T.L書記ダンナー氏の訪問あり、リッカーミシン一台寄附。

大正七年一月九日

先のクリスマスにダンナー氏の出席あり、喜ばしき祝会なり。

大正八年四月廿六日

種々の支障ありて伝道すこぶる困難なり。

大正八年六月廿八日

聖餐式執行、参加参十五名。

大正八年十月廿五日

日蓮宗の僧侶、信徒の慰問団一行も説教に列席。

大正九年二月十四日

篤信の信者宮田保永眠。

大正十年二月十三日

モーレル氏、二～三の婦人と訪問 集会参加約百廿名、昨十二月中男二名、女二名の受洗者あり。

大正十年四月廿三日

モーレル氏他三～四名の人びと訪問、集会をなす。盛会。

大正十年六月廿五日

モーレル氏、ミュラー氏、矢野一郎氏等の訪問 矢野氏持参の蓄音機で音楽を楽しむ。二百名余の参加。
二名の受洗志願者あり。

大正十一年三月四日

今月第四日曜日洗礼式執行予定。

大正十一年四月一日

男三名、女一名受洗。

大正十一年六月十日

基督信徒の院内の評判一般によし。

大正十一年十月廿八日

受洗者一名。

大正十二年二月廿四日

男四名、女一名三浦徹氏より受洗、クリスマスは盛会、信者の一般的風評よし。

大正十二年十一月十七日

訪問伝道は例年の如く八月は休み、九月も大震災の混乱で出来ず、十月より再会の予定。

大正十三年二月二日

クリスマス祝会は盛会。

大正十三年四月廿六日

先日アンブライト師を同伴して訪問、説教。患者クリスマスの時贈ったオルガン練習に努む。

大正十三年七月五日

先日聖餐式挙行、一同喜びに充たさる。フィリピン医務官ハイセル氏と訪問。

大正十三年十月廿五日

九月三十日英國MTL創立五十周年記念開催、三百名余の参加あり、盛会。

大正十四年二月十四日

昨年来七名受洗者あり、クリスマスは盛会。

大正十四年四月廿五日

三月二十日英國MTL代表アンダーソン氏夫妻を伴い訪問、特別集会。

大正十四年九月廿九日

受洗志願者あり、洗礼式執行予定。

大正十五年二月十三日

信徒老百名にも及び、集会出席者も増加す。昨年ダンナー氏訪問の際十名の受洗者あり。

大正十五年四月廿四日

四月十一日聖日男三名女一名受洗す。聖餐式執行五十名参加。

大正十五年六月廿六日

五月以来新築の礼拝堂で集会。

昭和二年一月廿九日

六名受洗志願者あり、明参十日洗礼式執行予定。

昭和二年四月廿三日

七名受洗。フィリピン、クリオンの医者ウツドリゲル氏を伴い訪問、P、L、オルトマンス氏より聖餐器の寄附あり。

昭和二年六月廿九日

十六名受洗。

昭和二年十月廿八日

十月第一聖日十三名受洗、同日聖餐式執行七十名余出席、目下求道者多し、三週間程前英國MTLの顧問医ドクトルカックレン氏夫妻を伴い訪問す。

昭和三年一月廿八日

男七、女三受洗、事務員中熱心なクリスチヤンあり、信者の集団を励している。

昭和三年六月三十日

五月廿七日男六名受洗、オルトマンス氏留守中藤原氏代りて説教されたり。

昭和三年十月十三日

前週の日曜日（九月三十日）男六名受洗。

昭和四年一月廿六日

クリスマス十一月廿二日盛会、一月休会、二月第四日曜日に洗礼式聖餐式を執行するよう依頼あり。

昭和四年六月廿二日

二月十九日男五名受洗。

昭和四年十月五日

二十周年記念会頗る盛会、九月末日の洗礼式予定上記の為十月六日に延期、同時に聖餐式執行予定。

昭和五年一月十八日

六～七名の受洗者、オルトマンスの連続的説教八回、筆録、十一月廿一日クリスマス例年の如く盛会。

昭和五年四月廿六日

別に変わりたる状況なし、四月廿七日（オルトマンス氏送別会）。

昭和五年十月廿五日

十月廿六日二名受洗予定。

昭和六年二月四日

昨年男三名、女一名の受洗、礼拝堂に暖房装置なし、出席少なし、十一月廿一日クリスマス祝会盛会。

昭和六年四月廿五日

三月廿一日男五、女一名受洗、長島愛生園に岡山市在住の宣教師オールズ師一と二回訪問、又長島愛生園慰問伝道の願を出す事決定。

昭和六年六月廿七日

明日二名の受洗者あるべし、四日より次第に出席数増加（寒さが去り）愛生園伝道は同市在住の組合派宣教師オールズ博士に依頼、同氏承諾し五月より第一、第三日曜日に出張する。

昭和六年十月廿一日

七月第四日曜日男二名、女一名受洗。

昭和七年一月三十日

十一月廿九日十九名受洗、昨十二月廿三日クリスマス挙行。

昭和七年四月廿三日

受洗志願者あり、来月洗礼式聖餐式執行予定。

昭和七年六月廿五日

五月第四聖日男六、女二、小兒二受洗、外八十名斗りに聖餐式執行。

昭和七年十月廿九日

九月廿五日男四、女二受洗、前週日曜日六名余の受洗志願者あり。

昭和八年一月廿八日

信徒熱心、多数の求道者起し、昨年受洗者殊に多し、中には元仏教僧侶たりし者あり。

昭和八年四月廿九日

四月廿六日四名受洗内一名朝鮮人。

昭和八年七月八日

本月中に洗礼式挙行予定。

昭和八年十二月七日

男八、女五受洗。

昭和九年二月廿四日

男九、女七受洗、昨十二月廿一日クリスマス盛会。

昭和九年五月五日

男四、女三受洗。

昭和九年九月廿七日

外島保養院台風被害、見舞金。

昭和九年十二月八日

外島保養院藤原氏慰問す。

昭和九年十二月八日

外島保養院全生病院に依託した七十名を大塚姉慰問。

昭和十年四月廿五日

三月十日男一名受洗、オルトマンス久留米、大分、熊本、長崎、福岡等巡回、九州療養所、回春病院等で

説教。

昭和十年六月廿一日

特になし、大島療養所礼拝堂建築落成、献堂式にオルトマンス氏出席、説教。

昭和十年十二月五日

朝鮮小鹿島病院礼拝堂落成式、オルトマンス氏参加、釜山、鎮沽瀬状況視察、星塚敬愛園開園式出席、
匹氏と将来の伝道約す。

昭和十一年三月十四日

受洗志願者あり、一月中休会。

昭和十一年六月廿日

三月廿六日男二名、女二名受洗。

昭和十二年二月廿日

十一月廿九日男五、女二受洗、聖餐式を行なう。

昭和十二年四月十七日

オルトマンス氏大島訪問、帰途神戸大阪京都視察。

昭和十二年六月十九日

六月第四聖日聖餐式、六月二日復生病院訪問。

昭和十二年十月三十日

格別の報告なし、オルトマンス、バーゼス氏を伴い草津、岡山、熊本、大邱訪問。

昭和十三年十一月七日

上野公園内路傍説教す、新栄教会にて、太田帝大教授、藤原講演す、国防婦人会にも同様。

昭和十四年一月廿一日

クリスマス盛会。

昭和十四年四月十五日

別に変りなし、イースター礼拝出席約五十名余。

特別講演二件、対象は、六月廿一日明治学院高等部社会事業科学生十八名、六月廿五日新栄教会、約五十名出席。

6 福音の種まき——慰癒園の教会——

以上、全生病院との関係で訪問伝道の側面だけを、それも「好善社記録」によってたどったわけである。もとより好善社の生命は、例えば男子社員の入社に際し、「伝道上ニ就テ計画スルトコロアリ」という表現が用いられ、好善社のらい事業が伝道という指導原理から考慮されているという点をみても明らかなようだ。一にキリストの福音を証しすることに懸っていた。そのため、伝道活動を訪問伝道の面からだけ記述したのは当然片手落ちということになる。そこで、重複をいとわず遡って好善社の伝道活動全体をみてみよう。その際、慰癒園発足までの様子はすでに明らかだと思われる所以、その後の伝道に焦点を絞る。

慰癒園の発足当時の入園患者全員はキリスト教信徒と推定され、少なくとも発足の推進役の一人ヤングマンの

心中では、そこで教会的共同体の実現が構想されていた。すなわち、先に述べたように、慰霊園の発足以来、昭和十七年（一九四二年）八月の解散まで、患者たちの礼拝生活は続いたのである。

この中の一人、村上恭次郎について少し記録をたどってみよう。この人は、明治二年（一八六九年）九月生まれで、静岡県にて教職についたとき発病。明治三十年（一八九七年）十月一日に慰霊園に入園し、以来、解散まで在園した。入園の翌年にはクリスマス祝会に積極的に参加しているところから、すでに入信していたと思われる。以後聖書を学ぶことに熱心で、大正年間大人の日曜学校の一クラスを指導しているとの記事が「好善社記録」の中にしばしば見られる（大正四年四月十日、大正七年六月二十二日、はつきりと名が出ていてものとしては、大正九年四月十七日、大正十年四月二十三日等）。さらに昭和一年（一九二七年）十月二十八日の記事に、「本園患者村上恭次郎ハ在園三十年品行方正寔ニ模範タルノ故ヲ以テ之レヲ表彰シタリ」、そして昭和十年（一九三五年）十二月五日の記録に、「七月二十二日在園者三十年以上優良ナル（最古参考）村上恭次郎、石坂昌司（明治三十二年七月十四日入園——筆者註）、小林三之助（明治三十四年七月十六日入園——筆者註）（中略）特ニ村上恭次郎ニハ終身特別待遇ヲ以テ一室ヲ与へ毎月金貳円ヲ給ス」と記されている。

このような信仰の果実は枚挙にいとまがないが、以下二、三の例を示そう。

大正四年（一九一五年）六月二十六日の「園内報告」で大塚正心の述べるところでは、

（前略）先月今月ニ懸ケテ二人ノ惜シキ患者ヲ失ヒタリ一人ハ尾崎トシト申テ婦人室中品性行性等頗ル模範ニシテ皆之レニ服従シ居タル者ナリ今一人ハ唐沢賢之助ト云フ十九才ノ青年ナレドモ資性温順ニシテ之レモ信仰堅固ナリシガ死ヌル僅カ前母ト親戚ニ宛テ私ハ最早永ク生クベキ望ミモ絶ヘハテタレドモキリスト偕ニ在レバ甚ダ幸福ナリ只此際兄妹二人ガ心ヲ合ハセテ後ニ遺レル母ニ孝養シテ貰ヒタシト云フ文意ヲコメタ

ル書状ヲ送リ越シタリト母ハ葬式ノ日ニ涙ナガラニ語リタリ云々（後略）

とあり、二人の患者の逝去を、その信仰の故に特に惜しみつつ報告している。

また、大正六年（一九一七年）一月二十七日の「園内報告」では、「久シク在院患者タリシ者ノ中ニ男一、女一ノ死亡アリヌ其死亡者ノ一人ノ婦人ハ殆ト十年モ在リタル頗ル篤信ノ女ニテ他ヨリ模範ノモノトシテ推サレタル程ナリシガ遂ニ永眠スルニ至リシハ一同ノ痛惜ニ堪ヘザル処ナリ」と記され、あるいは大正十三年（一九二四年）七月五日の「園内報告」に、「六月初めに吉田敬之助と云ふ患者永眠す。此者大正三年に入院し其后和田師より受洗したる熱心なる信徒なり能く洗濯夫として働きて園内にての模範患者なり」と記され、いずれもその信仰と生活の証しを記録にとどめられている。

以上の数例は、慰霊園におけるキリストの福音の結実を示すものと言えよう。

次に同様のことを、「慰霊園は入園者にとってなんであつたか」という問い合わせに対する答えとして考えてみたらどうであろうか。二、三の例を挙げてみる。

先に登場した村上恭次郎は、「大塚正心について」自らの感想、回顧を含めて昭和十年（一九三五年）十一月五日付けで記述した「手記」の中で、自らの入園当時を回想して次のように述べている。

入園当時の所感

慰霊園は好善社の経営であつてそれは又我等病者の善き住家であり樂園でもある。その創立は今を距ること四十余年即ち明治二十七年時恰も日清の風雲急にして早くも陸に海に砲声轟き国を挙げて非常的であつたのであるが而も内には又病患に苦惱する同胞を愛翼に抱擁する天使の訪れを見るのでありました。慰霊園は實にこの天使の賜物であるのであります

(中 略)

私が入園当時は既に廿余名救養され病状の軽重こそあれ皆平和な面持ちにて病患も忘れたらん心地して而もこの男女が家族制度の中にあって相親睦し互ひに相慰め相譲り各々その労を負ひ厭ふところなく日常生活の円満さその雰囲気が如何にも信仰的生活たることを想ふて言ひ知れぬ感激を覚えさせられ極めて深き印象を残されて居ります とは云へ彼等病友も一たびは悲惨なる月日を送り我れと我身を深刻に呪ひもしたらうに今は斯ふして樂園に恩寵の御手に抱かれて心身の救拯と慰安に心やすらに聖名を讃仰しつゝあることは何んたる感謝であろう 自分も今は此の家族への一員に加へられてこの幸福感に浸たることであらうことを思ふて只々感慨の外なかつたのであります 今茲に当時を回顧して感慨深きを覚えます。

あるいは、昭和三年（一九二八年）五月十二日好善社例会の報告に次のように記されている。

園内報告 藤原鉤次郎

(前 略)

先般丹野みつト云フ婦人患者ノ入院ヲ願出シ者アリテ之ヲ仮収容シ置キシガ此者ハ在園者野口^ノノ妹ナリ彼ハ農家ノ妻女ニシテ夫モ子女モアル身ナレドモ癩ノ癩スルヤ到底郷里ニ居ラルベキニ非ズ密カニ死ヲ決シテ一先ヅ東京ニ在ル姉ノ許ニ便り来リシガ曩ニ己ガ実兄ノ本園ニ在ルヲ姉ニヨリテ知リ此処ニ來リシモノニテ多クノ同病者ト殊ニ重症ナル兄ノ手厚キ取扱ヒヲ受ケ居ルヲ見テ今ハ自分モ甚シク安堵シ自決ノ考ヘナゾハ捨テサリタリト申居レリ

この例は、慰廢園がその名にふさわしい働きをしていたことを示すものである。

さらに、光田健輔は「慰廢園五十年」（「愛生」昭和十七年九月発行所収）で、次のように述べている。

慰廢園は日黒署の管内であるから東京市の各警察署駐在所は「癪です御助け下さい」と申出れば日黒署へ往けと教へる。昔の様に寒中に二%石炭酸を頭からぶつけられる恐れはない、併し慰廢園の存在を心得へた患者は熱があり傷が病んでも泣き泣き慰廢園の裏門を叩く、寒夜の真中彼等等の為めに温き「ペッド」温き食事を用意するものは誰であつたか、多年彼等の為めに献身的である療養主任、後藤勝海君、塩谷恒子君、其他特志の看護婦諸君の勞は容易の事ではなかつた。

私の全生病院二十二年の奉職中慰廢園諸君を煩はした事は並大抵でなかつた、或時私は慰廢園は変圧所であると感じた、恐ろしく社会を呪詛する人も、悲觀絶望の頼者も慰められて死を断念し、余生を平穏裡に過ごしたる多数の人々を知る故である。村上君の如きは四十余年間敬虔篤実なる信者として、療養生活の範を示して居る貴い人々が居る事は忘れてはならない、彼れは只た慰廢園丈の誇ではない、實に全國頼者に対する模範として推称せらるべきである。

さて話を本来の筋にもどすと、いわば「慰廢園教会」の働きの結果といえるだろうが、特に大正期には園内の信徒も増加したことであつて、古い建築物のいたみが進んだため、明治三十四年（一九〇一年）に建築された二七坪ほどの旧礼拝堂を建て直す提案がなされ、実行にうつされた。この会堂建築がいかに重要視されていたかは、次に引用する記録中、特に藤原鉤次郎の発言を読むと理解できる。

昭和二年六月廿九日 例会

（前略）

藤原鉤次郎氏動議

慰廢園礼拝堂ハ園内建造物中に於ても旧きものに属し内外共に大々的修繕を加へるか若しくは更に之を取毀

ち新築すべき乎の場合に至り居れば此際英断的に之を取毀ち全然新しき設計を以て本園内に重鎮たるべき建造物に適する礼拝堂を造営為したしとオルトマンス氏云く目下礼拝堂ハ修繕を加へて今迄通り使用する事不可能なりや、藤原氏云く修繕を施して暫らく使用せんこと敢て不可能なりとハ思はず然れども礼拝堂の如きは思想に乏しき一般の患者等を信仰に向はしむる上に於ても尚又宗教的精神を濃厚ならしむる点に於ても洵に考慮すべき大切な件なりと信じて爰に之を提出せし所以なり

オルトマンス氏も又ミスクラウソン其他の諸氏もいたく之に賛成して是を可決す

干時オルトマンス氏云く曩に大阪及び大鳴等ノ療養所の為め同じく礼拝堂建築の議起りて之を米国癩教済協会に寄附を求めるを知り居れば今回の決議に付ても老生より全協会へ要求すべしと一同之を喜び全氏に其斡旋を依頼す 以上

(以下略)

この後、米国教らい協会（AMTL）はこの要求を受け入れ、建築のための寄附金を送つて來た。これにより昭和三年（一九二八年）十月一日に旧礼拝堂は取りこわされ、新会堂建築に取りかかった。翌年三月九日をもつて四三坪余の会堂一棟（口絵⑯）が完成した。昭和四年六月二十二日の例会で次のように報告されている。

三月十日園内新礼拝堂落成感謝会ヲ執行 此日台灣チーラ博士モ出席一場ノ祝辞ヲ述ベラレタリ
右礼拝堂建築ハ昨九日竣成 依テ大略ノ経過ヲ建築委員長藤原鉤次郎報告

昭和三年九月廿日 警視庁許可

全 十月一日 工事着手

十一月十日 �即位式ヲ以テ定礎式

全 四年三月九日 竣成

一金六千八拾壹円也 礼拝堂新築費

一金四百七拾貳円參拾錢也 全内部設備品費 右報告ス 可決

7 創立者ヤングマン逝く

好善社の慰癒園經營が順調な軌道に乗ったころ、明治四十三年（一九一〇年）九月二十九日、好善社の生みの親ヤングマンは静かにこの世を去り、天に召された。彼女の働きは、明治三十二年（一八九九年）慰癒園が病院組織となつたころから、すでに陣頭指揮をとる立場からは退き、会計や会計調査委員、あるいは伝道委員、建築委員などの地味で実質的な働きに変わつていた。もちろん好善社が社団法人になつた際、彼女は一〇名の理事の一人に加えられてはいる。しかし、好善社の表看板は和田秀豊等であつて、彼女ではなかつた。これは、この事業に対する熱意が失われたためではなく、彼女一流の信念のあらわれであろう。すなわち、先に記したように、彼女は「日本での大いなる働きは、この国のキリスト者によつて為さるべきだ」と堅く信じていたのである。晩年のヤングマンについて語る史料は極端に少なく、彼女に直接会つたことのある現存関係者の話によると、ただ一様に「大きな体格のこわい人」というイメージしか浮かび上がらない。「雷ヤングマン」と渾名され、自己の主張を頑固に貫いたと評されるこの人の基本的姿勢は、一面では徹底してキリストの愛の実践に生きたものであつたとも言える。例えば、彼女の働きは、孤児（口絵③）や親に身売りされた少女たちの保護にも及び、明治二

十七年（一八九四年）自らの住居築地B六番館に「慈善館」（Rescue Work）をもうけ、その用にあてた。これは矢島楫子をリーダーとした「婦人矯風会」の働きの一部であつたが、このことで様々な困難をかかえていた模様が、本国伝道局委員会のギレスピー博士あて明治二十七年一月二十二日付けの手紙に述べられている。それを読むと、彼女は孤児や少女たちの外見や生活環境がいかに汚辱にみちたものであつても、その一人一人の「人格の確立」を切に願い、また自立することができるよう心をくだいていたかが分かる。

「私は、若い少女の汚辱の生活を救う手助けをし、彼女たちが人格を確立し、自立できるようになるまで援助するため（中略）」こしばらくの間、私の心は、日本の女性を汚辱の生活から救うことに注がれてしましました。こうした不幸な人達のために施設を開くことは、全ての女性の仕事の中で必要なことの一つであると信じます。問題の最も痛ましい点は、これらの不幸な人たちの多くは、自分自身の親に売られた、ということです。その人たちは閉じ込められている場所から解放されるのを喜ぶのです。あしかけ二年間（註・濃尾地震の際の孤児引きとり以来）、私は九人の少女を救うことができました。そして彼女たちは、現在皆忠実に信仰を守っています。（中略）私は今まで以上に自制しなければなりません。そうすることによって、おそらく神に栄光が帰せられると思います。私自身からあえて重荷を取り除こうとせず、それを負わせて下さった神の御旨を待たなければならないといふこの一事だけは、確かにことだと思います。」

この文の中に、自分が出会うさまざまの困難を、重荷として受け取るのではなく、その背後に限りない神の愛の摂理を読みとる信仰と、その神の愛に応答しようと進んで重荷を担う厳しい実践態度が、はつきりあらわれている。この手紙には書かれていないが、養女松本せん、後の篠原せんのことも進んで担つた実践の一つであつたにちがいない。

ヤングマンは、明治四十二年（一九〇九年）一月二十三日付けの短い、ほとんどメモのような手紙で、好善社に対し退社を願い出た（口絵⑦）。

このような状況ですので、私は好善社を退社せざるを得ないという気がします。今後とも機会があればいつでも、この仕事を援助することは、私の変わらぬ喜びであり、好善社の発展のために熱き祈りを獻げようと考えております。この働きについている皆様の上に神の祝福がありますように。

好善社は、一年後の二月十四日の総会で、ようやくこの退社願いを承認し、理事の補欠員としてワイコフ夫人を選出している。この退社願いの書き出しから判断できるように、ヤングマンの健康状態がすぐれず、もはや社員として働くことが出来ないとだれしも認めたのである。しかしこの短い文の中にも、好善社の働きに対してもうす祈り、援助をする用意があることを示す積極的姿勢と、らい事業に対する変わらざる熱意と責任感がじみ出ている。夏になって御殿場に静養に出かけたが、九月十七日より病床についたので、東京は赤坂病院ホイットニー博士のもとに運ばれた。この病院では、居心地よい部屋で十分な治療を受けたにもかかわらず、その治療の効果もほとんどあらわれず、衰える一方であった。肉親こそ居なかつたが、親しい友人たちの看病を受けながら、大して苦しむ様子もなく、最後の日には、付き添いのバラ夫人に自分の埋葬の準備を頼んだり、葬式は、生涯敬慕の念を抱きつづけたタムソン氏の司式でしてほしいと言い遣して、九月二十九日夜、息を引きとつた（口絵⑧）。臨終に際し「すべては神の御意です。私は神が万事を益となるようにしてくださることを知っています」。といふ言葉を残した。葬儀は十月一日、遺言に従つてタムソン氏司式の下に執り行なわれた。以下、「福音新報」明治四十三年十一月発行の記事を抜粋して紹介する。

ヤングメン女史は三十七年間日本に在住して、女子教育、貧民教育、市民伝道、慈善事業等に力を尽し、日本に於ける基督教伝道史の或る頁を書きたり。築地のミス・ヤングメンと云へば体軀肥大の女丈夫として知られたる人にてありき。近年健康余り優れざるやうに見受けられしが、先頃より病に臥し赤坂病院にて療養し居られたり。然るに九月三十日遂に他界の人となれり。超えて二日午後一時新栄教会に於て其の葬儀営まれたり。タムソン博士の司会にて、同氏先ず英語の聖書を朗誦し、千屋和氏祈りを捧げ、引き続き一同主の祈りを唱し、篠原銀藏氏詩第九十篇を朗誦し、故人の愛吟したりし讃美歌第二百四十二を会衆一同にて歌ひ、かくて和田秀豊氏は哥林多前書第十五章卅五～五十八を朗誦し、タムソン氏は英語にて故人の履歴を読みたり。其の大意を記すれば次の如し『ミス・ケイト・エム・ヤングメンの日本に渡来せし以前のことは之を詳かに知らざれば、此所に語るを得ず、女史が日本に来りしは千八百七十三年（明治六年）なり。数ヶ月横浜（ルウミス氏方）に滞在して後東京に来れり。爾來數回休養の為め米国に帰りたる外は、常に東京に在住せり。彼女は種々の事業に着手せり。創業の人にてありき。されど其の事業の多くは他人の手に帰したり。彼女は先ず女学校を起したり。築地六番に於ける新栄女学校是れなり。当初はミセス・タムソンと共に其の教育の事に當りたり。二年ほど経て四十二番に移り、ヤングメン女史獨力之を經營し、其の校長たりき。然れども後年該女学校は他の人の手に移り、遂に番町の桜井女学校と合併するに至れり。之を今の女子学院の起源とす。

彼女はまた下層の子弟を教育する目的を以て啓蒙小学校なるものを築地及び芝の二ヶ所に設けたり。彼女は数年間之を監督したる後、また他人の手に委ねたり。今日はマコレイ夫人之を監督しつつあり。

更に婦人伝道者を養成する為め聖書学校を開きたり。数年間數名の学生を教育せり。かくて此の事業をも他

人の手に移りたり。ミセス・マクネヤ、ミス・ウエスト等の經營する聖書學館は即ち其の後身なり。

之と同時に彼女は慈善事業を企て、好善社なるものを起せり。今日日黒に設けらるる癪病者を收容する慰園の如きは其の事業の一つなり。此は蘇格蘭土（註・スコットランド）等らに設けらるる慈善会より送り來りし資金を以て創立せるものなり。されど此事業をも其後他人の手に移りたり。彼女は伝道事業を各所に開始せり。亀島ミッショն、上野ミッショնを設立し、また上野公園内に路傍伝道を始めたり。（是れ明治二十二年上野にて開かれたる博覽会を機として企てられしものにて、貴山幸次郎氏等先づ之に当られたり。其の後ワデル氏の日本に在住中は日曜日毎に愉快なる弁舌を振ひて多くの聽衆を惹き付けたり。今日は篠原銀蔵、石川等の諸氏之を担当し居らる。今年は満二十年に相当するを以て女史は其紀念会を催ほさんと楽しみ居られし由）。また鎌倉にも婦人伝道者を置きて伝道しつつありき。而して此等の事業のうち上野ミッション及び公園地伝道の外は他人の監督に移りたり。

此等は歴史的事実なり。此の現はれたる事業を見て、読者は必ず彼女の善き目的を認むるなるべし。福音を市民に伝へ最も貧しきものを扶助せんとする其の志を喜ばざるものなからん。また彼女は大病に罹りし後、死に瀕するまで勇気を以て之と戦ひたり。此の勇気ありしを見ても、彼女の信仰厚かりしを察するを得べし。勇氣の基は信仰なり。「信仰なくば勇氣なし。信仰なくば神を悦ばすこと能はず。」彼女の生涯にして、仮令他に賞すべきものなしとも、是れだにあらば神を悦ばすことを得べし云々。終りに会衆一同讃美歌を歌ひ、和田秀豊氏は好善社を代表して弔辭述べ、「好善社は明治二十二年ヤングメン女史の設立せるものにて、其の一事業たる慰園は今より十七年前に設けられたるなり。女史は癪病者を好まれざりしも、神の命なりと信じて親切と同情を以て彼等を慰められたり。而して今日同所には六十人ばかりの患者を収容しつつあ

り』とて同事業が此種の事業の模範を社会に示せることを語り女史の功労を賞せり。かくて女子学院の生徒數名讃美歌を歌ひ、横浜のジエムス・バラ氏英語にて祈を捧げ、祈禱の後、柩は数名の内外人に擁せられて堂外に運ばれ、馬車にて染井に送り、其墓地に埋葬されらるゝ。当日の会葬者は二百人ばかりにて、外国人多数なりき。ヤングメン女史は米國紐育州アルバニイ生れ。ダッヂ・リフォルムド教会の出身なるが、北長老教会外国伝道局より派遣されて我国に渡来されたるなり、享年六十九。

この同じころ、すなわち明治四十二年（一九〇九年）七月九日には、明治三十二年（一八九九年）以来、慰瘧園病院の院長として活躍して来た北島剛三が享年六六歳でなくなつた。この人は、弘化元年（一八四五年）六月敦賀に生まれ、明治十年（一八七七年）内務省より内科、外科医術開業免状を受け、京都府の療病院医局員、外務省御用掛、東京の赤坂病院長等の職を経て、慰瘧園発足と同時に同園に勤務するようになつた。明治十四年（一八八一年）には日本基督教會芝教会にて受洗し教会員となり、さらに明治十七年（一八八四年）以後、同教会の長老としての務めをはたした。好善社が社団法人となつてからは、亡くなるまで理事として在任した。その後、慰瘧園病院長には、息子北島研三が推され、好善社の理事には藤原鉤次郎が推されたのである。